

内閣府

○財務省令第一号
厚生労働省

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）第十七条第三項及び第十八条第二項の規定に基づき、並びに同令を実施するため、年金特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 根本 匠

年金特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

内閣府

年金特別会計事務取扱規則（平成二十七年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。
厚生労働省

別紙第一号書式から別紙第五号書式までの書式中「~~田中~~」を「~~田中~~」に改める。

附 則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。